

久御山町国民保護計画に係る用語集

用 語	意 味
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
e - ラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。
N B C (エヌビーシー) 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学 (Chemical) の頭文字から N B C という。
N T T 災害用伝言ダイヤル	地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール
L G W A N	総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピューターネットワーク
核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
化学剤	化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物資。神経剤 (サリン、タブン、ソマン、V X 等)、びらん剤 (イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等)、血液剤 (シアン系 (青酸) 等)、窒素剤系 (塩素、ホスゲン等) などがある。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。 (国民保護法第 3 2 条)
京都デジタル疎水ネットワーク	京都府が整備した高速大容量の光ファイバによる情報通信ネットワーク。教育、行政、防災等の京都府内の関係機関を結ぶほか、大学や企業にも広く利用されている。
京都府救急医療情報システム	救急医療機関の情報端末から空きベットや医療機関の稼動状況などの情報を的確に収集し、医療機関や消防本部等へ必要な情報を迅速に提供することにより、円滑な救急医療の連携体制を維持するシステム。府内全域を対象に、24時間体制で稼動。なお、府民からの問い合わせに対し、今現在、診療が受けられる初期救急医療機関の情報も提供

京都府文化財所有者等連絡協議会	府内における国指定・登録等文化財及び府指定・登録等文化財の所有者等で構成する連絡会。会員相互の連絡を蜜にし、国、府、市町村及び関係機関と協力し、文化財保護の充実と発展に寄与することを目的としており、府教育庁文化財保護課が連絡場所になっている。
危険物質等	引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など。
緊急被ばく医療派遣チーム	原子力災害時に、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等からなるチーム
緊急消防援助隊	大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。 (消防組織法第24条の4)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (事態対処法第25条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のことで、以下の事項が記載される。 ・ 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・ 当該対処事態への対処に関する全般的な方針 ・ 緊急対処措置に関する重要事項 (事態対処法第25条)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。(国民保護法第172条)
緊急通報	武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するためや住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの。 (国民保護法第99条)
警察官等	警察官、海上保安官、自衛官のことをいう。
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
広域緊急援助隊	各都道府県警察に設置されている、大規模災害に対応でき、かつ高度の救出救助能力と自活能力等を持つ災害対策専門のエキスパートチーム

国際人道法	武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーブ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。
国民の保護のための措置(国民保護措置)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。(国民保護法第2条)
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会 (国民保護法第37条～第40条)
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画 (国民保護法第36条)
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本方針等に基づき定める計画 (国民保護法第33条～第35条)
国民保護等派遣	防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条の規定に基づく要請を受けた場合や、国の対策本部長から求めがあった場合に実施する自衛隊の派遣 (自衛隊法第77条の4)
国民保護法	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定
コミュニティーFM	一の市町村(政令指定都市については区)の一部を基礎的な単位として放送区域とし、府県域放送のような広いサービスエリアの確保を目的とするのではなく、狭い地域的エリアの聴取者をターゲットとした、いわゆる地域情報を中心とした番組構成がなされているFM放送
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律
CATV事業者	有線テレビジョン放送(公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。)の事業を行う者 (有線テレビジョン放送法第2条第4項)

指定行政機関	<p>政令で指定された以下の国の機関のこと。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁 (事態対処法第2条第4号)</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で160法人が指定されている。(平成18年11月22日現在) (事態対処法第2条第6号)</p>
指定地方行政機関	<p>政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。</p> <p>沖縄総合事務局、管区警察署、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、防衛施設局 (事態対処法第2条第5号)</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。府では、平成18年4月1日現在で、23機関を指定している。(国民保護法第2条第2項)</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織</p>
ジュネーブ諸条約	<p>1949年のジュネーブ4条約のことで、陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、海上の傷病兵の保護に関する第二条約、捕虜の待遇に関する第三条約、文民の保護に関する第四条約からなる。(外務省HPから)</p>
ジュネーブ諸条約追加議定書	<p>第一追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用され、第二追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される。(外務省HPから)</p>
生活関連等施設	<p>武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、日常生活に大きな影響を与える施設のことで、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設 (国民保護法第102条)</p>

生物兵器	人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・ 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 ・ 対処措置に関する重要事項（事態対処法第8条）
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第7号）
ダーティボム（汚い爆弾）	放射性物質を爆弾により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器
治安出動	一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。命令による治安出動（自衛隊法第78条）と要請による治安出動（自衛隊法第81条）がある。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対し非合法的な形で武力を行使すること。
特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織
トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。
被災者情報登録システム I A A	大規模災害時に被災者の安否情報等をインターネット上に登録・蓄積し、その情報の検索サービスを提供するシステム。（独）通信総合研究所が中心となって活動している。
非常通信協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと。（電波法第74条の2）
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）（国民保護法第52条第2項）

物価情報ネットワーク	インターネットを介して内閣府と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する様々な情報を交換するシステムのこと。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。（事態対処法第2条）
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。 （国民保護法第2条）
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）
防衛出動	武力攻撃事態において、我が国を防衛するため必要があると認めるときに内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動（自衛隊法第76条）
（環境放射線）モニタリング	原子力施設の周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を得るための環境測定。 緊急時（環境放射線）モニタリングは、原子力施設において放射線や放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合、その状況を把握し、災害応急対策の実施に必要な情報を得るために実施される。 平常時モニタリングは、平常時の放射線等を測定するとともに、平常時の放射線レベルからの変動を常時監視するために実施されている。
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 （国民保護法第52条第2項）
ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関する施設のこと。
利用指針	武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関し、国の対策本部長が定めることができる指針 （特定公共施設利用法）